

整骨院・接骨院 (柔道整復師)のかかり方

医療保険が
「使える場合」と「使えない場合」があります

医療保険が使えるかどうかを柔道整復師によく相談してから受診してください

保険が使える場合

- 打撲(打ち身)
- 捻挫(くじく・ひねる)
- 挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼(応急手当をする場合を除き、医師の同意が得られていることが必要です)
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

《主な負傷例》

- 階段を降りるときに足首を捻った
- 加齢に伴い手指・膝の関節が変形したり背中が曲がるなどして、わずかな動作で関節、筋肉等を痛めた



保険が使えない場合

- 疲労回復や慰安を目的としたもの
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- 往診の必要性がないにもかかわらず施術所以外(老人施設・介護施設など)で施術を受けた場合

※往診は、腰部捻挫などで歩行ができない場合以外は、認められません。
往診にあたっては、柔道整復師とよく相談してください。

- ◎医療保険は使えませんが、全額自己負担であれば施術を受けることができます。

負傷原因をはっきり伝えましょう

負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)を伝え、医療保険が使えるかどうかを柔道整復師によく相談してください。



整骨院・接骨院にかかるときの注意点

◆患者に代わって柔道整復師が保険請求する「受領委任」の場合は、「柔道整復術療養費支給申請書」の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に、患者の自筆による記入が必要となります。
内容をよく確認して、記入しましょう。

※利き手の負傷などによりやむを得ず自筆できないときは代筆でも可能ですが、その場合はご自身で捺印してください。

◆領収書は必ずもらって保管しておきましょう。



お問合せ先

お住まいの
市区町村窓口
または

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話 011-290-5601 FAX 011-210-5022

ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

